

再犯防止・触法に関する関係機関

○内容ごとの主な関係機関

○出所者等の支援に関すること	鳥取県地域生活定着支援センター
○触法行為等に関すること	鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)
○子ども(14歳以下)の触法行為等に関すること	鳥取県福祉相談センター(中央児童相談所)、児童相談所

	機関・団体名	連絡先	業務内容等
東 部 圏 域	鳥取県福祉相談センター (鳥取県中央児童相談所)	鳥取県福祉相談センター 児童相談課 (鳥取県中央児童相談所) 連絡先 児童相談課 住 所 680-0901 鳥取市江津318-1 電 話 0857-23-6080 FAX 0857-21-3025 e-mail fukushisodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/fukushisodan/ 担当圏域 鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町	・鳥取県中央児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じており、その内容により調査・心理診断・医学診断等を行っています。 ・こうした相談のほかに、施設入所・里親委託などいわゆる措置の機能と、必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。 ・ヤングケアラーに関する相談窓口を開設しています。(ヤングケアラーに関する相談電話は、「0857-29-5460」です。)
中 部 圏 域	鳥取県中部総合事務所 県民福祉局 倉吉児童相談所	窓口名 相談課 住 所 682-0881 倉吉市宮川町2丁目36 電 話 0858-23-1141 FAX 0858-23-6367 e-mail kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/kurayoshijidou/ 担当圏域 倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	・倉吉児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じており、その内容により調査・心理診断・医学診断等を行っています。 ・こうした相談のほかに、施設入所・里親委託などいわゆる措置の機能と、必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。 ・令和3年度からは、ヤングケアラーに関する相談窓口を開設しています。(ヤングケアラーに関する相談電話は、「0858-22-4152」です。)
西 部 圏 域	鳥取県西部総合事務所 県民福祉局 米子児童相談所	窓口名 相談課 住 所 683-0052 米子市博労町4丁目50 電 話 0859-33-1471 FAX 0859-23-0621 e-mail yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp HP URL https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagojidou/ 担当圏域 米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町	・米子児童相談所は、18歳未満の子どもに関する相談に応じており、その内容により調査・心理診断・医学診断等を行っています。 ・こうした相談のほかに、施設入所・里親委託などいわゆる措置の機能と、必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。 ・令和3年度からは、ヤングケアラーに関する相談窓口を開設しています。(ヤングケアラーに関する相談電話は、「0859-33-2020」です。)
全 県 域	鳥取県 地域生活定着支援センター	窓口名 鳥取県地域生活定着支援センター 住 所 680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階 (一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター内) 電 話 0857-22-6868 FAX 0857-30-5886 e-mail tottoriteichaku@leaf.ocn.ne.jp HP URL https://adsuppo.net/ 担当圏域 県内全域	障がいがある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが困難と認められる方及び刑務所入所に至らなかった方(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方等)に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、司法・福祉の各関係機関と協働して、出所・釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行います。 【対象者】 ・障がいがある、又は高齢(おおむね65歳以上)であり、出所後に適当な住居がなく、福祉的な支援を必要とする刑務所等の出所が予定されている方。 ・起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方のうち、障がいがある、又は高齢(おおむね65歳以上)であり、福祉的な支援を必要とする方。 【業務内容】 ・福祉サービス等を利用できるようにするためのコーディネート。 ・刑務所出所後、コーディネート終了後に行う、ご本人や受入施設等へのフォローアップ。 ・被疑者、被告人等を対象に福祉サービス等の利用調整を行い、釈放後必要な援助を行う被疑者等支援。 ・ご本人やご家族、関係者への福祉的な相談支援。 ・ケース会議、連絡会議等の開催、事業の啓発活動。

鳥取県弁護士会	<p>住所 鳥取市東町2丁目221番地 電話 0857-22-3912 FAX 0857-22-3920 HP URL https://toriben.jp/ 担当圏域 鳥取県東部・中部 (米子支部) 住所 米子市加茂町2丁目72番地2 電話 0859-23-5710 FAX 0859-23-5711 担当圏域 鳥取県西部</p>	<p>本会では、法律相談センターを窓口として、生活保護や労働問題に関する相談についても、面談相談を常時受け付けております。収入・資産が少ない方については、法テラスの法律援助により、相談料を無料とすることも可能です。</p> <p>また、弁護士等が加入する団体である「生活保護支援中国ネットワーク」は、弁護士等を紹介する無料電話を受け付けております(Tel. 0120-968-905、月～金(祝日を除く)9時半～17時(12時～13時を除く))。</p> <p>法律相談の結果、生活保護の申請を福祉事務所により不当に拒絶されたことが判明した場合や、高齢者・障害者・ホームレスなど自ら申請するのが困難と認められる場合等では、弁護士が生活保護申請に同行し、申請を援助する業務を行っております。生活保護申請が不当に却下された場合にも、県に対する審査請求について、弁護士に依頼することが可能です。これらの場合、弁護士費用は日本弁護士連合会の費用負担で賄うことが可能です。</p>
日本司法支援センター 鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)	<p>窓口名 法テラス鳥取 住所 680-0022 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F 電話 0570-078357 FAX 0857-20-2298 e-mail tottori@houterasu.or.jp HP URL http://www.houterasu.or.jp/chihoujimushto/ottori/ 担当圏域 県内全域</p>	<p>業務内容等 法テラスでは、以下の業務を行っております。必要に応じ、お問合せ、ご案内いただければ幸いです。</p> <p>○情報提供業務 法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する業務を行っています。</p> <p>⇒専門のオペレーターが対応するサポートダイヤルも設置しています。 TEL0570-078374(平日:午前9時～午後9時、土曜日:午前9時～午後5時・IP電話からは03-6745-5600) ⇒法テラス鳥取では、本人の同意等が取れた場合、関係機関への取次にも取り組んでいます。</p> <p>○民事法律扶助業務 民事法律扶助業務とは、経済的に余裕がない方(収入や預貯金等の資力が一定額以下の方)が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い(「法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う(「代理援助」「書類作成援助」)業務を行っています。</p> <p>法律相談については、法テラス鳥取で実施をしている相談会のほか、契約がある弁護士・司法書士事務所、弁護士会の各相談センターでもご利用いただけます。</p> <p>法律相談予約は県内全域において、法テラス鳥取までご連絡ください。</p> <p>○特定援助対象者法律相談援助業務 2018年1月24日より、高齢・障がい等で認知機能が十分でない方を対象に、資力にかかわらず、福祉機関等の支援者の方からのお申込みで弁護士・司法書士がご自宅や入所施設等への出張法律相談を行う新たな援助を開始しました。資力にかかわらずご利用いただけますが、一定の基準を超える資力をお持ちの方には、相談料(1件5,500円)をご負担いただきます。</p> <p>【日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)連絡先】 電話: 0570-078357 (IP電話やプリペイド携帯の方は050-3383-5495) 住所: 鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F</p>
その他関係行政機関・団体等	<p>窓口名 捜査官室(捜査支援担当) 住所 680-0022 鳥取市西町3丁目201 電話 0857-22-4171(代表) FAX 0857-22-4177 e-mail ppo32-sosashien.8ac@i.moj.go.jp HP URL 「業務内容等」欄記載のとおり 担当圏域 鳥取県</p>	<p>検察庁は、社会正義の実現、法秩序の維持のため、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものであれば、これを起訴し、犯した罪に見合った刑罰が科されるよう公判活動(裁判)を進めていくことを業務としております。</p> <p>また、近年は、社会情勢や環境の変化に対応し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生といった観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行い、保護観察所や地域生活定着支援センター等の関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防止、社会復帰を支援することにも力を入れています。</p> <p>検察庁の詳細については、こちらをご覧ください。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/tottori/index.html</p>
鳥取保護観察所	<p>窓口名 処遇部門 住所 680-0842 鳥取市吉方109 電話 0857-22-3518 FAX 0857-37-0498 e-mail tottori-hogo-common@i.moj.go.jp HP URL 担当圏域 県内全域</p>	<p>更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、精神保健観察等を行っています。</p> <p>保護観察…犯罪をした人又は非行をした少年が、健全な社会の一員として更生するように、社会の中で指導監督及び補導援助を行います。</p> <p>生活環境の調整…刑務所等に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの居住環境を調査し、改善更生と社会復帰の場にふさわしい生活環境を整えることにより円滑な社会復帰を目指します。</p> <p>更生緊急保護…刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人で、親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けることができず、保護観察所に保護を受けたい旨を申し出た場合、必要な援助や保護を行います。</p> <p>精神保健観察…心身喪失等の状態で殺人や放火等の重大な他害行為をした精神障害者に対し、面接訪問や関係機関からの報告などを通じて、生活状況等を見守り、必要な医療を確保するための指導等を行います。</p>